

船橋市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間に関する条例の施行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間に関する条例（平成27年船橋市条例第13号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の特例)

第2条 教育長の職務に専念する義務の特例については、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年船橋市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年船橋市条例第25号）及び職務に専念する義務の免除に関する事務取扱基準の規定中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一般職の職員の例によるものとされた教育長の職務に専念する義務の特例について、次に掲げる事項は適用しない。

- (1) 分限処分による休職及び懲戒処分による停職に関すること。
- (2) 地方公務員法第55条に基づく適法な交渉の参加に関すること。
- (3) 地方公務員法第55条の2に基づく在籍専従の許可に関すること。
- (4) その他一般職の職員の例によることが適当でないと認められるもの

(勤務時間に係る特例)

第3条 教育長の勤務時間については、一般職の職員の例による。この場合において、勤務時間条例及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年船橋市規則第17号。以下「勤務時間規則」という。）の規定中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、一般職の職員の例によるものとされた教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた教育長のその教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に当該教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）までの間においては、この要綱の規定は、適用しない。